

X~1200 コンクリートブロック積工 [標準単価]

1 適用範囲

1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状・寸法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合。

1-2 標準単価が適用できない範囲

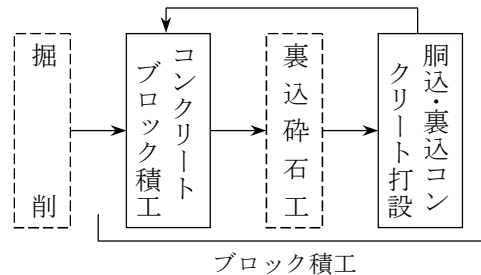
- (1) 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。
 (2) 作業半径が8.5mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合。
 (3) 勾配が1割以上(1:1.0以上)の法面に施工する場合。
 (4) JISタイプ以外の積ブロックを使用する場合。
 (5) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 標準単価の設定

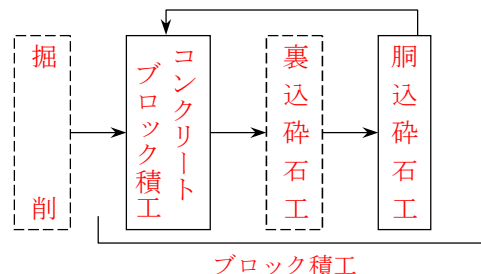
2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	標準単価		
	機	労	材
ブロック積工 (練積)	○	○	×



工種	標準単価		
	機	労	材
ブロック積工 (空積)	○	○	×



(注1) 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

(注2) ブロック積工には、調整コンクリートも含む。

(注3) 練積の場合は、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。

空積の場合は、胴込砕石工の手間を含むが、材料費は含まない。

(注4) 防寒養生、防寒囲いのための機械経費・労務費および材料費は含まない。なお、必要な場合は別途計上する。

2-2 標準単価の規格・仕様

コンクリートブロック積工の規格・仕様、日当り標準施工量は、下表のとおりである。

表2-2 規格・仕様区分

区分	規格・仕様	単位	日当り標準施工量
ブロック積工	JISタイプの積ブロック (間知・ブロック質量150kg/個未満) 調整コンクリート等	m ²	10

(注1) 上表の日当り標準施工量には、コンクリートブロック積工、裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工(空積の場合は胴込砕石工)までの一連作業を含む。

(注2) 裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工を施工しない場合も上表による。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表 2-3-1 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正 係数	裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 補正係数の数値

表 2-3-2 補正係数の数値

区 分		記号	ブロック積工
補正 係数	裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.92
	空積の場合	K ₂	0.87

2-4 直接工事費の算出

練積の場合の直接工事費＝設計単価（注 1）×設計数量＋ブロック材料費（注 2）＋胴込・裏込コンクリート材料費（注 3）

空積の場合の直接工事費＝設計単価（注 1）×設計数量＋ブロック材料費（注 2）＋胴込砕石材料費（注 4）

（注 1） 設計単価＝土木工事標準単価×（K₁またはK₂）

（注 2） ブロック材料費＝ブロック単価（円/個）×㎡当たり使用量（個/㎡）×設計数量（㎡）

（注 3） 練積の場合は、コンクリート材料費を計上する。

材料費の計上は次式による。

材料費＝コンクリート（胴込・裏込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分）

（注 4） 空積の場合は、胴込砕石材料費を計上する。

材料費の計上は次式による。

材料費＝砕石（胴込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分）

3 適用にあたっての留意事項

- (1) 布積、谷積を問わず適用できる。
- (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とする。
- (3) ブロック積工は、目地、水抜きパイプ等の施工（材料費含む）の有無に関わらず適用できる。
- (4) 遮水・止水シートおよび吸出防止材を全面に施工する場合は「C～1300 コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。
- (5) 小口止コンクリートを施工する場合は「D～1000 コンクリート工」により別途計上する。
- (6) 足場が必要な場合は別途計上する。
- (7) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「C～1300 コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。
- (8) 裏込砕石を施工する場合は、「C～1300 コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。

X～2000 法面工

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、法面工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 法面工のうち、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工（土砂系、有機質系）、客土吹付工、種子散布工（腐植酸種子散布工、有機材種子散布工））、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付枠工のうち枠内吹付工（コンクリート吹付工、植生基材吹付工（土砂系、有機質系））。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 法面工のうち、法面整形工、コンクリート法枠工、法面施肥工、吹付枠工（枠内吹付を除く）、及び吹付法面とりこわし工。
- (2) コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付のホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合。
- (3) 使用植物（種子）に花系及び表2-2-2以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工。
- (4) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工。
- (5) 吹付枠工の枠内吹付で、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合。
- (6) 植生マット工、植生シート工、繊維ネット工で以下の場合。
 - 1) 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合。
 - 2) 肥料袋付で、肥料袋の形状がパイプ状でないもの。
 - 3) 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合。
- (7) 植生筋工、筋芝工、張芝工で以下の場合。
 - 1) 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合。
 - 2) 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合。
 - 3) 公園工事の場合。
 - 4) 道路植栽工事の場合。
- (8) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合。
- (9) コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合。
- (10) 夜間作業の場合。
- (11) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

X～2020 吹付砕工

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、吹付砕工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付砕工。

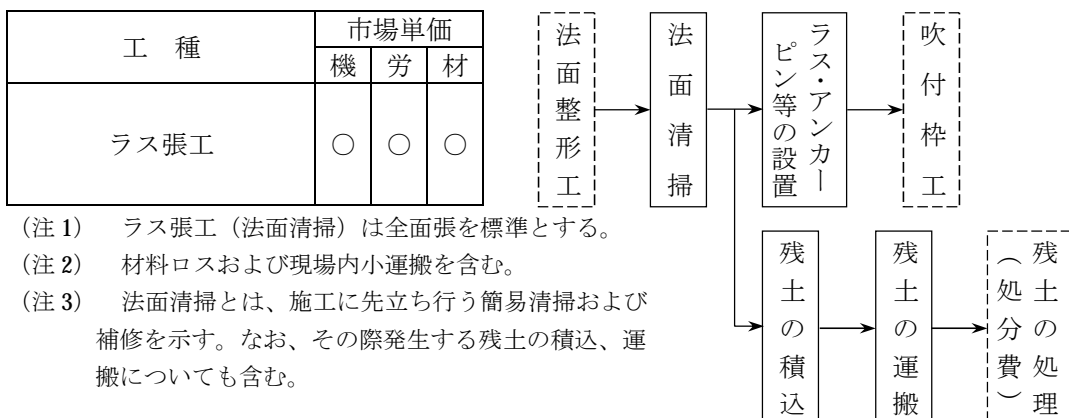
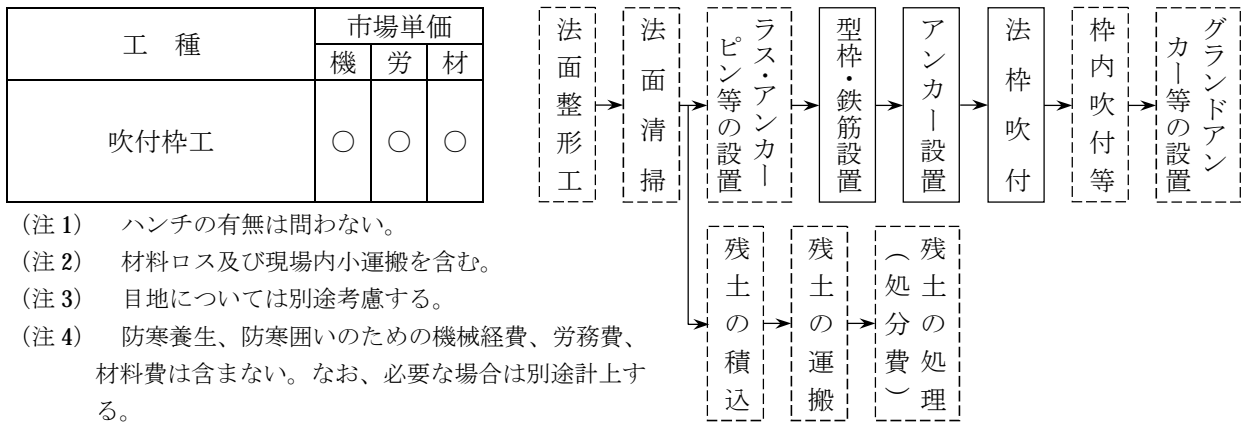
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 法面垂直高さが45mを超える場合、または、吹付のホース延長が100mを超える場合。
 (2) 梁の断面が正方形以外の場合。
 (3) 基本外観形状が矩形(正方形、長方形)以外(三角形、台形、円形等)の場合(一部分のみが矩形以外の場合を除く)。
 (4) 設計アンカー力が標準以外の場合。
 (5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。
 (6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。
 (7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。
 (8) ラス張工で菱形金網を使用しない場合。
 (9) 夜間作業の場合。
 (10) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印およびフロー図の実線部分である。



2-2 市場単価の規格・仕様

吹付砕工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2-2 規格・仕様区分

区 分		規格・仕様	単位
吹付砕工	モルタル・ コンクリート	梁断面 200×200	m
		〃 300×300	
		〃 400×400	
		〃 500×500	
		〃 600×600	
ラス張工		法面清掃およびラス・アンカーピン設置	m ²

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2-3-1 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考		
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体 数量		
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃			
		時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₁	対象 数量
			ラス張工で法面清掃を必要としない場合		K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2-3-2 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	吹付砕工	ラス張工
加算率	施工規模	S ₀	500m以上 0%	1,000 m ² 以上 0%
		S ₁	250m以上 500m未満 10%	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 15%
		S ₂	100m以上 250m未満 20%	250 m ² 以上 500 m ² 未満 30%
		S ₃	100m未満 40%	250 m ² 未満 40%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.15
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	—	0.75

(注1) 施工規模加算率(S₁、S₂またはS₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(注2) ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数(K₂)は、法面工の客土吹付工において、ラス張工を施工する場合に適用する。補正により、法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

2-4 加算額

加算率の適用基準

表2-4 加算率の適用

規格・仕様		適用基準	単位
加算額	水切りモルタル・コンクリート	水切りモルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³
	表面コテ仕上げをする場合	吹き付け表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²
	間詰モルタル・コンクリート	間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋加算額総金額（注2）

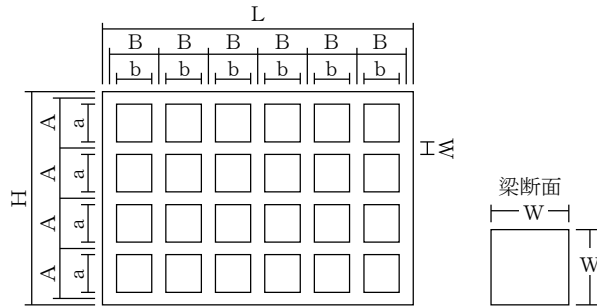
（注1） 設計単価＝{標準の市場単価×（1+S₀/100またはS₁/100、S₂/100、S₃/100）}×（K₁×K₂）

（注2） 加算額総金額＝加算額×総数量

3 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



計算方法

縦枠： $H \times \{(L - W) \div B + 1\}$

横枠： $b \times \{(L - W) \div B\} \times \{(H - W) \div A + 1\}$

- (2) 土質及び法勾配は問わない。
 (3) モルタル・コンクリートの強度は18N/mm²程度以上とする。
 (4) 異形棒鋼の材質はSD295A、SD345を問わない。
 (5) スターラップ（梁断面サイズ400×400以上）及び水抜きパイプの有無は問わない。
 (6) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
 (7) 主アンカー（法枠交点部のアンカー）の種類による市場単価の適用の可否は次表による。

また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー（アンカーピン）の長さは1.0m以内とする。

表3-1 各梁断面サイズの主アンカーによる適用

梁断面 (mm)	主アンカー（法枠交点部のアンカー）		
	アンカーバー (長さ1.0m以下)	グラウンドアンカー	ロックボルト
150×150	○	×	×
200×200	○	×	○ 注1
300×300	○	×	○ 注1
400×400	×	○ 注1	○ 注1
500×500	×	○ 注1	×
600×600	×	○ 注1	×

（注1） ロックボルト、グラウンドアンカーの材料費及び施工費（労務＋機械経費）は含まない。

（注2） ロックボルトを設置する場合は、「X～2040 鉄筋挿入工（ロックボルト工）」により、グラウンドアンカーを設置する場合は「C～2300 アンカー工（ロータリーパーカッション式）」により別途計上すること。

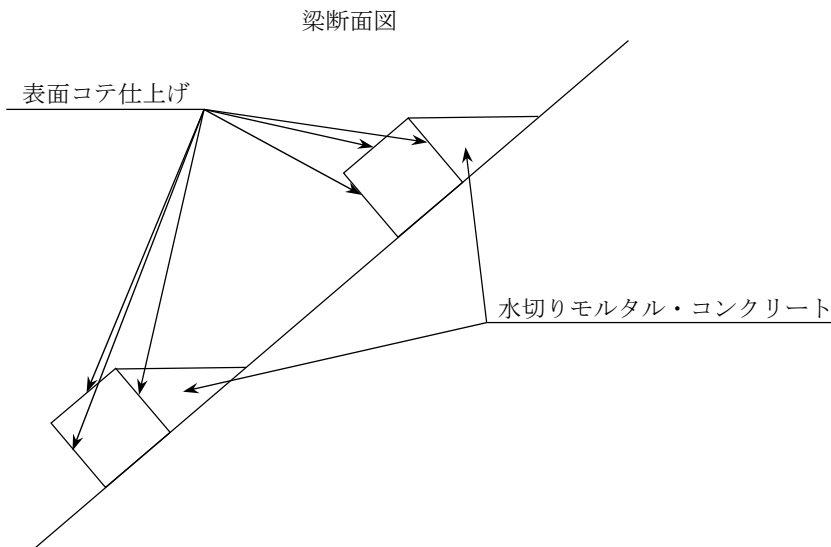
- (8) 梁断面サイズの50%を超える間詰モルタル・コンクリートが必要な場合は、別途考慮する。
 なお、量の判定は各梁ごとに行う。
 (9) 施工規模は、コンクリート吹付、モルタル吹付を問わず1工事の全体数量で判定する。
 (10) 梁断面サイズ400×400以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい、これを超えるものについては別途考慮する。

表 3-2 標準設計アンカー力

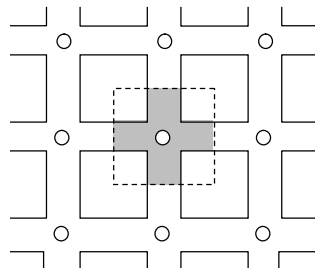
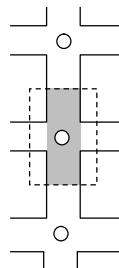
梁断面サイズ (mm)	設計アンカー力 kN (tf)	
	二方向	一方向
400×400	150 以下 (15.3)	75 以下 (7.7)
500×500	400 以下 (40.8)	200 以下 (20.4)
600×600	600 以下 (61.2)	300 以下 (30.6)

(11) 菱形金網は、線径 2.0 mm、網目 50 mm、アンカーピンは $\phi 9$ (D10) $\times L=200$ mm $\cdot 1.5$ 本/ m^2 、及び $\phi 16$ (D16) $\times L=400$ mm $\cdot 0.3$ 本/ m^2 をそれぞれ標準とする。

(参考図)



アンカーの荷重分担



X～2040 鉄筋挿入工（ロックボルト工）

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、鉄筋挿入工（ロックボルト工）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 法面における鉄筋挿入工（ロックボルト工）のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合。
- 1) 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長 1m以上 5m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 30m以下。
 - 2) 削孔が仮設足場（単管足場）または土足場となる場合：削孔長 1m以上 5m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 40m以下（ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが 1m以下）。
 - 3) 削孔がロープ足場（命綱）となる場合：削孔長 1m以上 2m以下、削孔径 42 mm以上 50 mm以下、法面垂直高さ 40m以下。

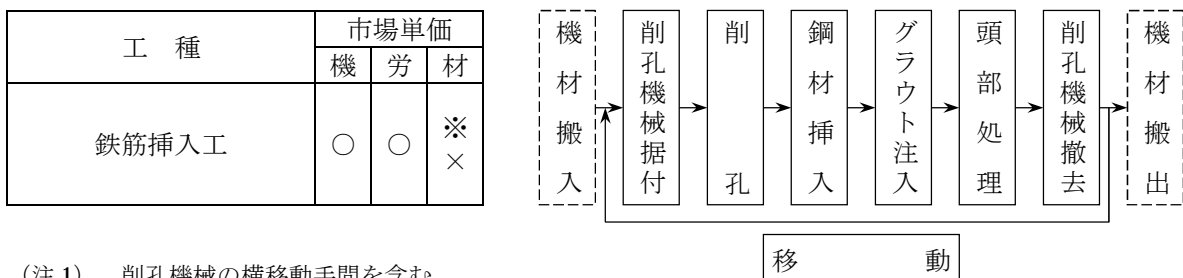
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 自穿孔材による施工の場合。
- (2) 逆巻き施工の場合。
- (3) 土質が硬岩、玉石混り土を含む場合。
- (4) 削孔後の孔壁が自立しない場合。
- (5) 夜間作業の場合。
- (6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印およびフロー図の実線部分である。



- (注1) 削孔機械の横移動手間を含む。
- (注2) 削孔用のドリルロッド、ビット、シャンクロッド及びスリーブ損耗費を含む。
- (注3) ※鋼材の材料費、グラウト材の材料費、頭部処理の材料費（角座金、ナット、ワッシャー、オイルキャップ、グリス等）については、別途計上すること。
- (注4) 市場単価には、頭部処理のナットの締め付けに要する費用が含まれており、キャップ装着の有無は問わず、適用できる。

工 種	市場単価		
	機	労	材
削孔機械の上下移動	/	○	/

上 下 移 動

- (注1) 現場条件Ⅱにおいて削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
- (注2) チェーンブロック等の損料を含む。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2-3-2 加算率・補正係数の数値(設置)

区分	記号	標識柱・基礎設置	標識柱設置			標識板設置			添架式標識板取付金具設置		基礎設置
		路側式	片持式	門型式	案内(新設)	案内(移設)	案内以外	信号・照明柱	歩道橋		
加算率	施工規模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	(10㎡以上) 0%	(10㎡以上) 0%	5基以上 0%	—	—	—
		S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	(10㎡未満) 5%	(10㎡未満) 30%	3~4基 15%	—	—	—
		S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	—	2基以下 25%	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.15	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15	1.25	1.25
	障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	—	—	1.25
	門型標識柱の基礎設置の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	—	—	1.10
	景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。

(注2) 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

表2-3-3 加算率・補正係数の数値(撤去)

区分	記号	標識柱・基礎撤去	標識柱撤去			標識板撤去		添架式標識板撤去	基礎撤去
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外			
加算率	施工規模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	(10㎡以上) 0%	5基以上 0%	—	—
		S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	(10㎡未満) 30%	3~4基 15%	—	—
		S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	2基以下 25%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.50	1.35	1.35	1.35	1.50	1.25	1.35

(注1) 標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表2-4 加算額の適用基準

規格・仕様		適用基準	単位	備考
加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対象数量
	標識板の裏面塗装	片持式、門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。	㎡	
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を加算する。	kg	
	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段又は補助支柱を併用した上で共架金具等が1段を超える場合、1段増量するごとに金額を加算する。	段	

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋加算額総金額（注2）＋材料費（注3）

（注1） 設計単価＝標準の市場単価× $(1+S_0/100)$ または $S_1/100$ 、 $S_2/100$ × $(K_1×K_2×K_3×K_4×K_5)$
ただし、 S_1 または S_2 と K_1 は重複使用しない。

（注2） 加算額総金額＝加算額×総数量

（注3） 手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。

3 適用にあたっての留意事項

(1) 標識柱・基礎設置

- 1) 路側式（景観色）は、ダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色（近似色含む）に適用する。
- 2) オフグレー（薄灰色）は、白色、景観色以外の塗装色となるため適用外。
- 3) 路側式の基礎は、現場打ち・プレキャスト問わず適用可能。
- 4) 門型式はトラス型および丸パイプを標準とする。
- 5) 片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。

(2) 標識板設置

- 1) 警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費（標識板及び板取付金具）を加算して適用する。また、設置手間は、板の枚数及び補助板の有無に関わらず、1基当たりとして設置手間を適用する。
- 2) 案内標識（新設）は溶接型ブラケットを標準とする。また、溶接型ブラケットは標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。
- 3) クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また、設置手間は案内標識板の設置手間に含まれる。
- 4) 案内標識（移設）は標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置（移設）費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。また、既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。
- 5) 嵌合構造で固定する標識設置板は、適用外となる。

(3) 添架式標識板取付金具設置

- 1) 歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費（取付金具）を別途計上して適用する。
- 2) 照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段（補助支柱含む）までの材料費を含む。取付金具の段数・種類に関わらず標識板1枚分の取付金具の手間を含む。

(4) 基礎設置

- 1) 門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。

(5) 加算額

- 1) 照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量ごとに加算する。

2-2 市場単価の規格・仕様

視線誘導標設置の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2-2 規格・仕様区分

区分	規格・仕様				単位
視線誘導標設置	土中建込用	両面反射	反射体 径φ100以下	支柱径φ34	本
	防護柵取付用	両面反射	反射体 径φ100以下	バンド式 かぶせ式	
	構造物取付用	両面反射	反射体 径φ100以下	側壁用	
視線誘導標設置 (スノーポール 併用型)	土中建込用 (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数 1個	
視線誘導標撤去 (スノーポール 併用型含む)	土中建込用 防護柵取付用 構造物取付用				

(注1) 視線誘導標の土中建込用は、基礎を使用する場合にも適用できる。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2-3-1 加算率・補正係数の適用基準

区分	適用基準		記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2-3-2 加算率・補正係数の数値

区分	記号	視線誘導標 設置工	視線誘導標 撤去工
加算率	施工規模	S ₀	30本以上 0%
		S ₁	10本以上 30本未満 10%
		S ₂	10本未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.20
	夜間作業	K ₂	1.50

(注1) 施工規模加算率(S₁またはS₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(注2) 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀/100またはS₁/100、S₂/100)×(K₁×K₂)

3 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}－材料費

(2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。